

## 確認申請図書の作成方法等

### 【参考】確認申請・完了検査の申請窓口(R7.4.1以降の審査対象)

申請窓口により、必要な書類が異なる場合がありますので、詳細は建設予定地の窓口にご確認ください。

#### ■鳥取県内の特定行政庁

窓口	住所・電話番号	審査対象地域
鳥取県 東部建築住宅事務所	鳥取市立川町6丁目176 0857-20-3648	岩美郡、八頭郡の物件
鳥取県 中部総合事務所 環境建築局建築住宅課	倉吉市東巖城町2 0858-23-3235	東伯郡の物件
鳥取県 西部総合事務所環境建築局建築住宅課	米子市糺町1丁目160 0859-31-9753	境港市の物件で <b>市の対象以外のもの</b> 、西伯郡、日野郡の物件
鳥取市 都市整備部建築指導課	鳥取市幸町71 0857-30-8361	鳥取市の物件
米子市 都市整備部建築相談課	米子市糺町1丁目160 0859-23-5236	米子市の物件
倉吉市 建設部建築住宅課	倉吉市葵町722 0858-22-8175	倉吉市の物件
境港市 建設部建築営繕課 ※限定特定行政庁	境港市上道町3000 0859-47-1062	境港市の物件で <b>以下のものに限る</b> ●新2号建築物のうち、木造の建築物で、地階を除く階数が2以下であるもの、延べ面積が300平方メートル以下のもの及び高さが16メートル以下のもの ●新3号建築物 ●施行令148条に規定する工作物

# 確認申請・完了検査の申請窓口

## ■鳥取県内に事務所のある民間確認検査機関・登録省エネ判定機関

窓口	住所・電話番号	審査対象地域
(一財)鳥取県建築住宅検査センター	本部・鳥取事務所 〒680-0803 鳥取市田園町3丁目375 Tel:0857-21-6702 米子事務所 〒683-0804 米子市米原9丁目7-30 Tel:0859-30-3247	県内全域の物件で <b>以下のものに限る</b> 全ての建築物(延床面積 2,000㎡以下)、昇降機、広告塔等及び擁壁
ハウスプラス中国住宅保証株式会社	米子支店 〒683-0823 米子市加茂町2-204 米子商工会議所ビル TEL:0859-37-2801	県内全域の物件

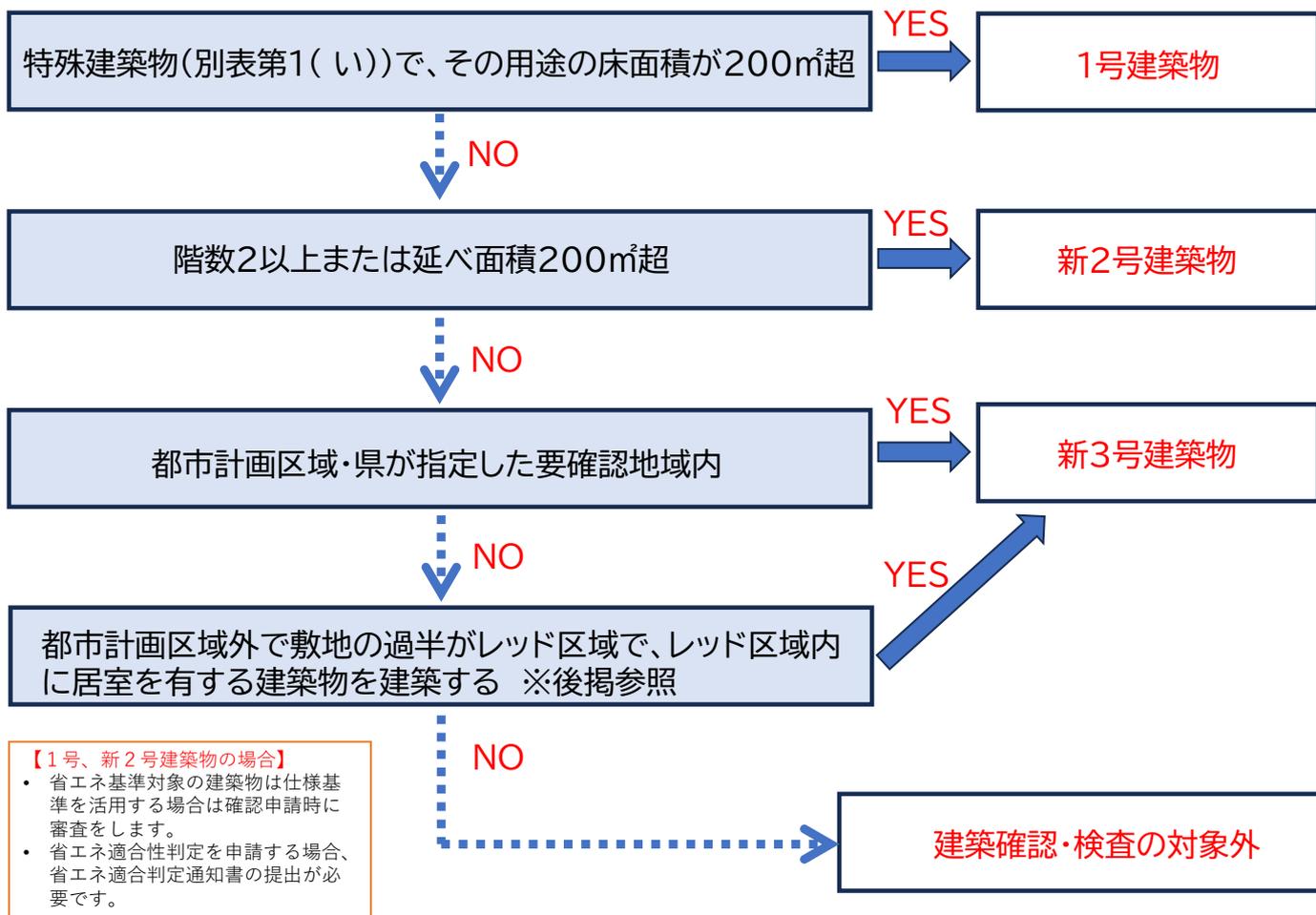
※申請窓口は特定行政庁もしくは民間確認検査機関のいずれかに、申請者が選択して申請を行ってください。  
※省エネ適判も同様です。

# 確認申請が必要な規模等の一覧

## ■建築確認手続きが必要な規模(建築物)

構造・階数	規模	工事種別	都市計画区域内		都市計画区域外		
				防火・準防火地域		要確認地域	レッド区域内(※後掲参照)
特殊建築物 (旅館、店舗、飲食店、児童福祉施設等)  <b>1号</b>	200㎡超	新築	○	○	○	○	○
		増築,改築,移転	○	○	○	○	○
		10㎡以内	—	○	—	—	—
		大規模な修繕・模様替え	○	○	○	○	○
		用途変更	○	○	○	○	○
すべての構造の建築物(用途問わず)  <b>新2号</b>	階数が2以上又は延面積200㎡を超えるもの	新築	○	○	○	○	○
		増築,改築,移転	○	○	○	○	○
		10㎡以内	—	○	—	—	—
		大規模な修繕・模様替え	○	○	○	○	○
すべての構造の建築物(用途問わず)  <b>新3号</b>	階数が1以下かつ延面積200㎡以下のもの	新築	○	○	—	○	○
		増築,改築,移転	○	○	—	○	○
		10㎡以内	—	○	—	—	—
		大規模な修繕・模様替え	—	—	—	—	—

# 確認申請が必要な建築物の区分け



81

## 【参考】確認申請で関係する地域の概要

### ■防火・準防火地域

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の一部のみ

### ■知事が指定した要確認地域

知事が指定した要確認地域は都市計画区域外でも全ての建築物の確認申請が必要

鳥取市(用瀬町用瀬、用瀬町別府)

若桜町(三倉、屋堂羅、赤松、来見野、諸鹿、不香田、長砂、湯原、淵見、茗荷谷、つく米、大炊、岸野、糸白見、根安)

江府町(江尾地区)

日野町(根雨、三谷の地区)

### ■レッド区域(イエロー区域は関係しない)

土砂法に基づき、県が指定した土砂災害特別警戒区域で県内各地にあります。土砂災害特別警戒区域に指定されると、以下のように一定の制限がかかります。

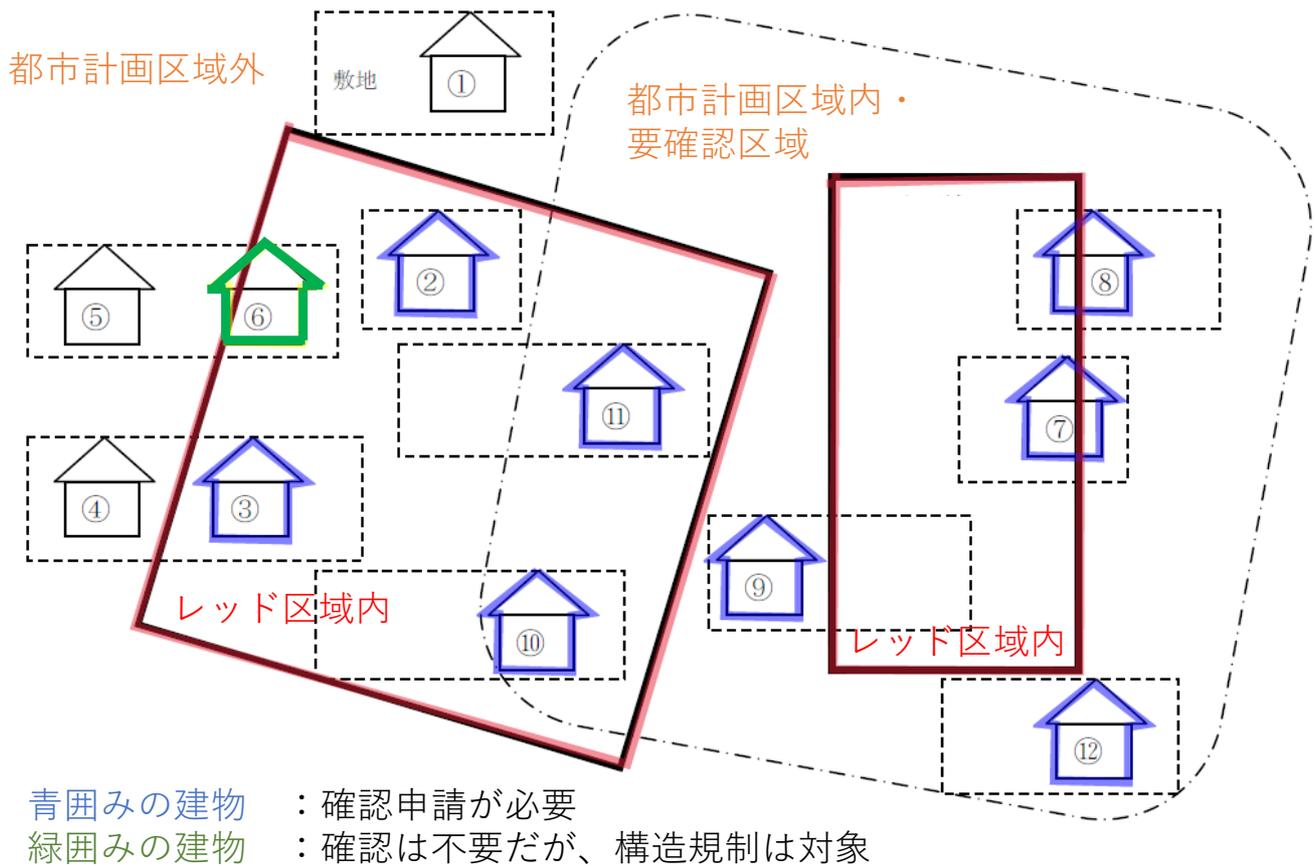
- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設などの特定の開発行為に対する許可が必要
- ・レッド区域内で住宅の建替え等を行う場合に、壁や基礎を強化するなど構造に規制
- ・都市計画区域外で確認申請がいらぬ新3号建築物も敷地の半分以上がレッド区域である土地で、建築物がレッド区域内にある場合は、建築物の建替え等に建築確認が必要

※レッド区域の確認については「とっとりWEBマップ」で確認できます。

82

## 【参考】レッド区域での確認申請の扱い

### イメージ図: 建築基準法第6条1項3号(改正法)の建築物(木造平屋戸建住宅等)



## 【参考】レッド区域での確認申請の扱い

	建築物	敷地過半		建築確認	構造規制
①	レッド区域外			不要	適用外
②	レッド区域内			必要	適用
③	レッド区域内	レッド区域		必要	適用
④	レッド区域外	レッド区域		不要	適用外
⑤	レッド区域外			不要	適用外
⑥	レッド区域内			不要	適用
⑦	レッド区域内	レッド区域	都市計画区域	必要	適用
⑧	レッド区域内		都市計画区域	必要	適用
⑨	レッド区域外	レッド区域	都市計画区域	必要	適用外
⑩	レッド区域内	レッド区域		必要	適用
⑪	レッド区域内	レッド区域	都市計画区域	必要	適用
⑫	レッド区域外		都市計画区域	必要	適用外

## ■建築確認附属書

市部を除く、県内の町村を建設地とする場合、建築基準法第6条の規定による建築確認申請時等に申請書に添付する書類で、**申請前に設計者が建設地の町村に対し、町村が把握している道路・都市計画等事項について確認を依頼するものです。**

**鳥取県の窓口と鳥取県建築住宅検査センターに申請する場合は、建築確認附属書の添付が必要です。**

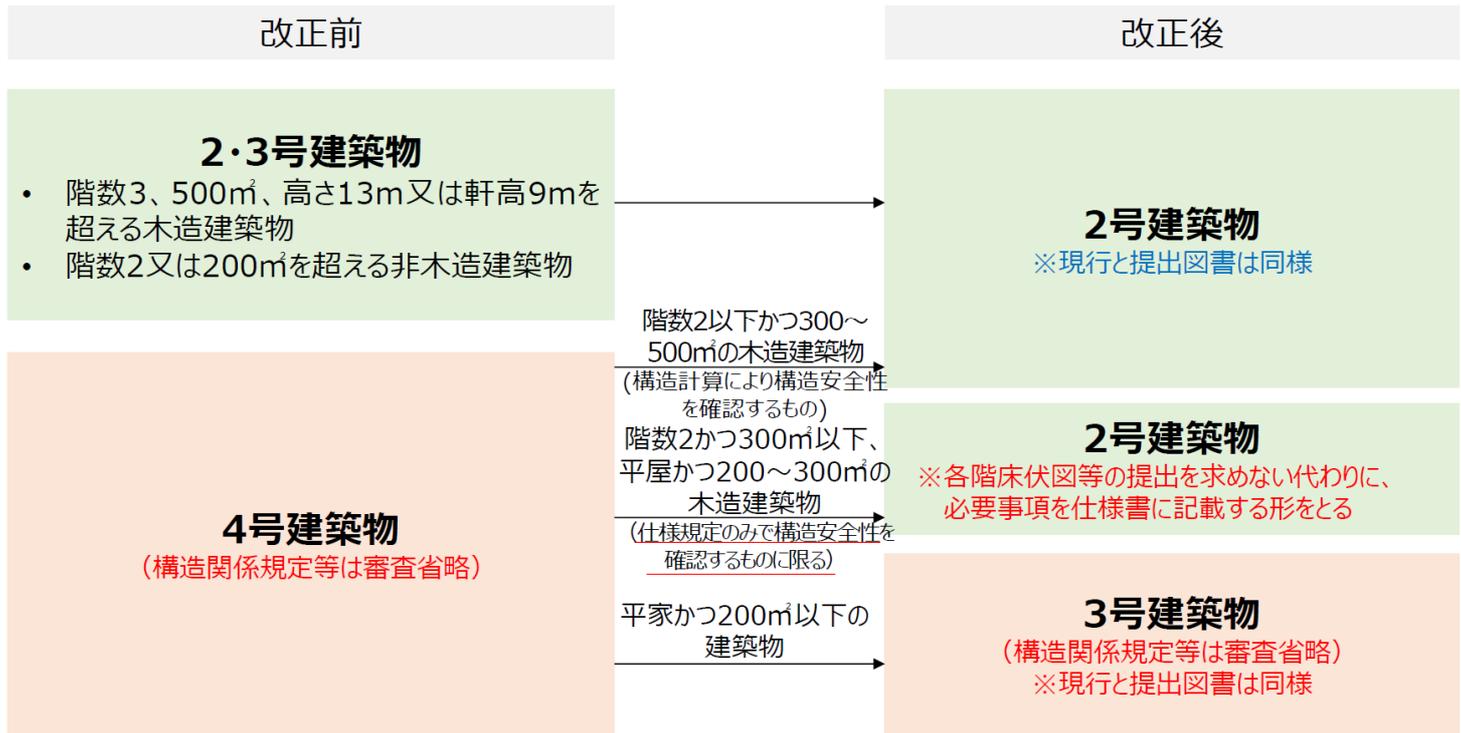
**また、4市の区域については、都市計画図の添付が必要です。**

市町村長様		建築主事		
建築確認について(依頼)				
別添の建築確認申請をするに当たり、申請者又は建築士が下記の事項について確かめに伺いますので、各担当者において関係法令による規制項目等の有無についてチェック等いただきますようお願い申し上げます。				
記				
申請場所	調査内容・意見書	月/日	担当課	職氏名
道路法 都市計画法	1 敷地が接する道路 国、県、市、町、村道その他の道路 ※上記該当に○の上、道路名等を記載  (幅員: _____ m)	/		
	2 都市計画法施設等の区域(都法53条)			
	種 道路 内、外、支障有り、なし	/		
	公園 内、外、支障有り、なし	/		
	下水道 内、外、支障有り、なし	/		
	市街地開発事業 内、外、支障有り、なし	/		
	その他 ( )	/		
	3 事業認可区域(都法65条)			
	種 道路 内、外、支障有り、なし	/		
	下水道 内、外、支障有り、なし	/		
4 区画整理事業施行地区(区法76条)				
5 ( ) 占用許可 必要 不要	/			
6 鳥取県屋外広告物条例第3条の許可 必要 不要	/			
その他規制区域 ※区域名等を記載 ※判断困難な場合はその旨を 明示すること	伝統的建造物群保存地区 内、外	/		
	海岸法・河川法 内、外	/		
	急傾斜地崩壊危険区域 内、外	/		
	災害危険区域 内、外	/		
	土砂災害特別警戒区域 内、外	/		
備考 (上記のほか)	1. 工事完了告示済(都市計画法第36条) 2. 市街化調整区域内(都市計画法第34条) 3. 都市計画法施設区域内における建築許可が必要(都市計画法第53条の許可) 4. 下水道処理区域内 5. 農業集落排水区域内又は農業集落排水区域内(Oで囲む) 6. 土地区画整理事業施行区域内における建築許可が必要(土地区画整理法第76条の許可) 7. 特別区域内における行為の許可が必要(自然公園法第20条の許可) 8. 地区計画の区域内(都市計画法第12条の5) 9. 景観形成重点区域内(景観法第16条の届出) 10. その他( )			

## 確認審査対象の見直しに伴う提出図書等の合理化について

国資料  
P-12

改正建築基準法の全面施行時(令和7年4月1日)において、旧4号建築物のうち、審査省略対象から外れるものについては、提出図書等の合理化を図る。



旧4号から新2号に移る建築物のうち、仕様規定のみで構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書の合理化を図る。

構造計算により構造安全性を確認するもの

### 共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図

### 構造関係(令3章2節、3節)

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図
- 2面以上の軸組図

仕様規定のみで構造安全性を確認するもの

### 共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

(添付省略)

### 構造関係(令3章2節、3節)

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

仕様表等

## 確認申請の様式 R7.4.1~R8.3.31(構造経過措置の適用部分)

### ■建築申請書の第三面と第四面の改正部分

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

確認申請書(建築物)  
(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主等又は指定確認検査機関 様

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日

設計者氏名 \_\_\_\_\_

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

第三面 ※18に経過措置の適用が追記(R8.3.31)まで

【6. 宅配ボックスの設置部分】

( ) ( ) ( )

【7. その他の不算入部分】 ( ) ( ) ( )

【7. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( )

【8. 老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( )

【3. 延べ面積】

【9. 容積率】 \_\_\_\_\_

【12. 建築物の数】

【4. 申請に係る建築物の数】 \_\_\_\_\_

【5. 同一敷地内の他の建築物の数】 \_\_\_\_\_

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物) \_\_\_\_\_

【4. 最高の高さ】 ( ) ( )

【5. 階数】 地上 ( ) ( )

地下 ( ) ( )

【ハ. 構造】 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 一部 \_\_\_\_\_ 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】 \_\_\_\_\_

【15. 工事着手予定年月日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【16. 工事完了予定年月日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 \_\_\_\_\_ (特定工程)

(第 回) \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( )

(第 回) \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( )

(第 回) \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( )

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【4. 適用の有無】 有 無

【5. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

その他

【19. その他必要な事項】 \_\_\_\_\_

【20. 備考】 \_\_\_\_\_

## 第四面 ※11の特例部分の項目

構造計算適合性判定の省略(ルート2主事)、審査の適用が有る場合の特例の区分

【イ. 最高の高さ】  
 【ロ. 最高の軒の高さ】

【10. 建築設備の種類】

【11. 確認の特例】  
 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無  
 【ロ. 適用があるときは、特例の区分】  
建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査  
建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査  
 (構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)  
 (1) 氏名  
 (2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号  
 【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無  
 【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】  
 第 号  
 第 号

【ホ. 認定型式の認定番号】  
 【ヘ. 適合する一連の規定の区分】  
建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ  
建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ  
 【ト. 認証型式部材等の認証番号】

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 ( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
【ロ. 合計】	( )	( )	( )

【13. 屋根】  
 【14. 外壁】  
 【15. 軒裏】  
 【16. 居室の床の高さ】  
 【17. 便所の種類】  
 【18. その他必要な事項】  
 【19. 備考】

## 建築計画概要書の様式 R7.4.1~R8.3.31(構造経過措置の適用部分)

### ■建築計画概要書の第二面の改正部分

第三号様式(第一面の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一條の三関係)(A.4)

建築計画概要書(第一面)

建築主等の概要

【1. 建築主】  
 【イ. 氏名のフリガナ】  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 郵便番号】  
 【ニ. 住所】

【2. 代理者】  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【イ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】  
 (代表となる設計者)  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【イ. 資格】  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【イ. 資格】  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【イ. 資格】  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【イ. 資格】  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

### 第二面 ※20に経過措置の適用が追記(R8.3.31)まで

【ル. 宅配ボックスの設置部分】  
 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ワ. その他の不算入部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ヅ. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【カ. 老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【コ. 延べ面積】  
 【ク. 容積率】

【12. 建築物の数】  
 【イ. 申請に係る建築物の数】  
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物) ( )  
 【イ. 最高の高さ】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ロ. 階数】 地上 ( ) ( ) ( ) ( )  
 地下 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ. 構造】 造 一部 造  
 【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無  
 【ホ. 適用があるときは、特例の区分】  
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 年 月 日  
 【16. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  
 (第 回) 年 月 日 ( ) ( )  
 (第 回) 年 月 日 ( ) ( )  
 (第 回) 年 月 日 ( ) ( )

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】  
要 否

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】  
有 無

【20. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】  
 【イ. 適用の有無】 有 無  
 【ロ. 適用があるときは、その区分】  
建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項  
その他

【21. その他必要な事項】

# 様式の記載上の留意点

## ■記載例

	法施行日 (令和7年4月)	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

### <記載例①： 確認申請書 (建築物) 木造軸組> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】  
 【イ. 適用の有無】 ■有 □無  
 【ロ. 適用があるときは、その区分】  
 ■建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項  
 □その他

- 経過措置を適用しない場合は「無」にチェック
- 令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

### <記載例②： 確認申請書 (建築物) 枠組壁工法> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】  
 【イ. 適用の有無】 ■有 □無  
 【ロ. 適用があるときは、その区分】  
 □建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項  
 ■その他

- 適用区分の記載欄（18.ロ）の「その他」には枠組壁工法等（順次追加予定）が該当

【19. その他必要な事項】  
 平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

- その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

# 様式の記載上の留意点

## ■記載例

	法施行日 (令和7年4月)	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

### <記載例①： 計画変更確認申請書 (建築物) 木造軸組> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】  
 【イ. 適用の有無】 ■有 □無  
 【ロ. 適用があるときは、その区分】  
 ■建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項  
 □その他

- 経過措置を適用しない場合は「無」にチェック
- 令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

### <記載例②： 計画変更確認申請書 (建築物) 枠組壁工法> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】  
 【イ. 適用の有無】 ■有 □無  
 【ロ. 適用があるときは、その区分】  
 □建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項  
 ■その他

- 適用区分の記載欄（18.ロ）の「その他」には枠組壁工法等（順次追加予定）が該当

【19. その他必要な事項】  
 平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

- その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

# 様式の記載上の留意点

## ■記載例

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載

<記載例> **完了検査申請書** (第三面)

申請する工事の概要

---

【11. 備考】  
建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

- 経過措置を適用しない場合は、「経過措置の適用無し」と記載
- 枠組壁工法等、その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
---	--	--------------------	----------------------------

<記載例> **確認申請書（建築物）** (第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

---

【18. その他必要な事項】  
建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

- 上記⑩と同様
- あらかじめ施行日後に確認済証を交付することが明らかな場合は、申請時に記載
- 申請後（審査期間中）に明らかになった場合は、申請者が手書きで追記する対応も考えられる

## 確認申請書類の記載例と注意点

国マニュアルを補足する**県補足版マニュアル**を作成予定です。

その中に、確認申請書類を作成する際に注意いただきたい事項等の記載例や県条例等に係るチェックリストを盛り込む予定です。

住宅政策課のHPで公開予定ですので、4月1日以降に申請図書等を作成する前に、県補足版マニュアルを一読していただきますようお願いいたします。

※住宅用火災警報器やシックハウスについて県取扱いが改訂されています。  
(今後改訂等の取扱いもありますのでHPでご確認ください。)

### 記載例の一部

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）  
(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事等又は指定確認検査機関 ●●●● 様

令和7年○月○日

申請者氏名 住宅 太郎 ← 【第二面】建築主と同一としてください。法人の場合は代表者の氏名と名称を記入してください。複数人の建築主の場合は、全ての人を記入してください。押印は不要です。

設計者氏名 建築 次郎 ← 【第二面】代表となる設計者の氏名を記入してください。押印は不要です。

※手数料欄

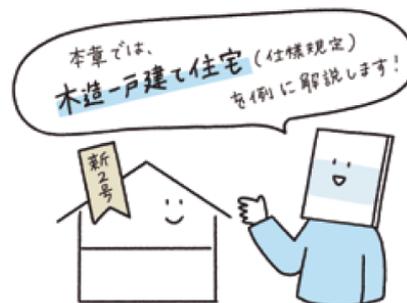
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

申請書 第二～三面の記載内容は、建築計画概要書 第一～二面と建築工事届と同じ項目があります。  
訂正等が発生した場合は、建築計画概要書・建築工事届の訂正も忘れずにお願いいたします。

chapter  
**2**

確認申請図書の作成例

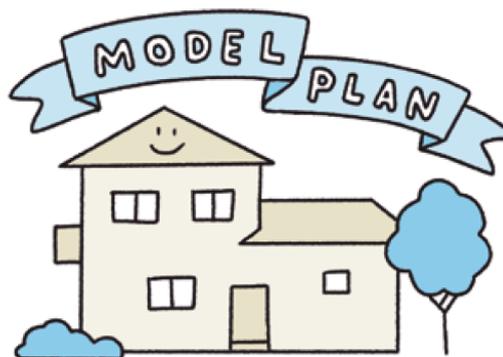
ここでは、2階建ての木造一戸建て住宅(新築)の確認申請に必要な図書と明示すべき事項について、「四号特例」の見直しによって審査対象となる構造関係規定等を中心に、確認申請図書の作成例を用いて、紹介しています。



確認申請図書の作成例における木造一戸建て住宅の概況

詳細版P-24

- 一戸建ての住宅の新築の事例
- 木造軸組構法
- 2階建て
- 延べ面積: 約122㎡
- 用途地域: 第一種低層住居専用地域
- 防火地域: 指定なし(法第22条区域)
- 高度地区: 指定なし
- 仕様規定のみで構造安全性を確認  
※準耐力壁等の壁量が少なく、準耐力壁等の壁倍率が小さい、一般的な住宅
- 仕様基準で省エネ適合を確認



確認申請の作成例

確認申請図書(参考)一覧

詳細版P-62

本章で扱う住宅の確認申請を行う際には、以下の図書等を提出することが求められますが、本書ではその一部の図書を掲載し、法改正に伴う主な変更点を把握できるようにしています。

- 仕様表\*・計画概要・付近見取図・内部/外部仕上表
- 求積図・地盤面算定表・配置図
- 平面図\*
- 立面図・断面図\*
- 構造詳細図
- 床面積・見付面積計算表
- 壁量判定 兼 耐力壁図
- 四分割法判定
- 柱頭柱脚金物算定(N値計算法)
- 給排水衛生・電気設備図
- 計算書(採光、換気、省エネ)
- 設計内容説明書(省エネ)
- 機器表(省エネ)

確認申請図書(参考)では、必要な情報は、仕様表等に記載することにより、基礎伏図、各階床伏図・小屋伏図・軸組図を省略する構成としています。

※基礎伏図、各階床伏図・小屋伏図、軸組図を作成し、必要な情報を記載することも可能です。

青字：本書に掲載している図書

\*の図書は、本書で省エネ仕様基準に関する記載例も掲載しています。



これ以降のスライド表示は全体を映してあり、見にくい部分がありますので、お手元の**マニュアルダイジェスト版**と**県版チェックリスト**をご覧ください。

表示例



講習会での補足説明



ダイジェスト版に記載の内容

## 確認申請の作成例

ダイジェスト  
P-06

### 審査対象となる主な項目の概要と取扱い範囲

A(黒字)：四号特例の見直し前においても審査対象であった項目  
B(青字)：四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる項目

用途	地域	防火地域又は準防火地域	その他
一戸建て住宅			①
その他		②	

根拠法令等	内容	審査対象		詳細版の取扱い
		①の場合	②の場合	
法第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備 (法第19条～第41条) <単体規定>				
法第19条	敷地の衛生・安全〔敷地の高さ、雨水・汚水排出、擁壁〕	A	A	P. 32
法第20条第1項第4号イ (令第3章第2節～第3節)	構造耐力・〔壁量基準、柱小径、基礎等の仕様規定〕	B	B	P. 42-48
法第21条	大規模の建築物の主要構造部等	B	B	×
法第22条	屋根〔防火地域等以外に建つ建築物の屋根の防火性〕	B	A	P. 42
法第23条	外壁〔防火地域等以外に建つ木造建築物等の外壁の防火性〕	B	A	P. 42
法第24条	建築物が法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	B	A	×
法第25条	大規模の木造建築物等の外壁等〔外壁・軒裏の防火構造等〕	B	A	×
法第26条	防火壁等〔1,000㎡以内ごとの防火区画〕	A	A	×
法第27条	耐火建築物としなければならない特殊建築物	B	B	×
法第28条第1項	居室の採光〔住宅等居室の採光規定〕	B	B	P. 60
法第28条第2項	居室の換気〔換気用の開口部、換気設備〕	B	B	P. 60
法第28条第3項	火気使用室の換気	B	A	P. 34
法第28条第4項	居室の採光〔2室を1室とみなす〕	B	A	P. 60
法第28条の2 (令第2章第1節の3)	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	A	A	P. 60
法第29条	地階における住宅等の居室〔壁・床の防湿措置〕	B	B	×
法第30条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁〔遮音性〕	B	B	×
法第31条第1項	便所〔水洗便所〕	B	B	P. 32
法第31条第2項	便所〔尿尿浄化槽〕	A	A	×



赤字：記載の例

□：伏図等を作成せず仕様表に記載している項目

## 仕様表

単位：特記なき限り (mm)

詳細版  
参照  
ページ

住宅の名称		〇〇様邸 (東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇)		
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載				
項目	小項目	仕様	備考	
建築材料 (法第37条)	基礎コンクリート	JIS 設計基準強度 $F_c$ :24N/mm <sup>2</sup> 以上 スラブ:18cm以下	P132	
	基礎鉄筋	JIS SD295		
令第2章第2節 (居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法)	居室の床の高さ及び防湿方法(令第22条)	床の高さ 640(直下の地面(BM+400)から) 防湿方法 ねこ土台(有効換気面積75cm <sup>2</sup> /m)		
	構造部材の耐久 (令第37条)	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置	
令第3章第2節 (構造部材等)	基礎(令第38条)	支持地盤の種類及び位置	砂質地盤(GL-0.5m)	
		基礎の種類	バタ基礎	
		基礎の底部の位置	地盤面からの深さ:GL-100、根入れ:GL-300	
		基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30kN/m <sup>2</sup>	
	地盤調査(令第38条)	地盤調査	SWS試験	SWS試験結果に基づく地盤調査報告書*
		地盤改良	該当なし	
屋根ふき材等 (令第39条)	屋根ふき材の固定方法	平部:全数固定、棟部:ねじ固定、軒:けらば:ねじ3本固定		
	屋外に面する部分のタイル等の緊結方法	該当なし		
	太陽光システム等を設置した際の防錆処理	該当なし		

※本書では掲載を省略

※仕様表のサンプル様式(Excel形式)は国土交通省でダウンロードできます。  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei\\_document.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_document.html)

赤字：記載の例

□：伏図等を作成せず仕様表に記載している項目

令第3章第3節 (木構造)	木材(令第41条)	木材の規格(JAS)または等級	横架材、柱材、筋かい等、その他:無等級材 耐力上の欠点のないこと	P130	
	土台及び基礎 (令第42条)	柱脚の固定方法	土台120×120(ヒノキ、無等級材)を設ける		
		土台の固定方法	アンカーボルト(M12) + 座金(厚)4.5×40角×14φにより 緊結、柱から200以内に設置(設置間隔:2700以内)	Zマーク表示金物又は同等認定品	
	柱の小径(令第43条)	横架材間距離	1階 小径120、横架材相互間の垂直距離の最大:2844 柱の小径と横架材間内寸法の比率:1/23.7 2階 小径120、横架材相互間の垂直距離の最大:2730 柱の小径と横架材間内寸法の比率:1/22.8		P108 -114
		柱断面の欠き取り(1/3以上)の有無	1/3以上欠き取る場合は適切に補強		
		2階建ての隅柱	通し柱、又は同等の補強(N値計算による)		
	はり等の横架材 (令第44条)	有効細長比(最大値)	1階 座屈長さ:2844、断面最小二次率半径:34.64 柱の有効細長比=82.1<150 2階 座屈長さ:2730、断面最小二次率半径:34.64 柱の有効細長比=78.9<150	座屈長さ=横架材相互間内法	
		中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠き込み:無し		P123
	筋かい(令第45条)	筋かいの断面	45×90		P124 -126
		筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し (必要な場合)たすき部補強:両面から短冊金物(S)当て六角ボルト(M12)締め、スクリュー<ズ(ZS50)打ち	Zマーク表示金物又は同等認定品	
	構造耐力上必要な軸組 (令第46条)	第1項	主要な梁せい:スギ(120×120~240)		P127 -128
		第3項 床組・小屋ばり組の火打、構造用合板等、振れ止め	床組:構造用合板(厚)24 小屋ばり組:火打ちばり(木製)、振れ止め:設置 火打土台:スギ(45×90)ユニットバス、土間床部分は除く		
		第4項 壁量基準(耐震・耐風)	筋かい(45×90シングル、ダブル)、配置は壁量平面図による、 準耐力壁は外壁周囲の大壁部分		
	継手・仕口(令第47条)	筋かい端部	緊結方法:筋かいプレート(BP2等)	Zマーク表示金物又は同等認定品	P100 -107
		耐力壁両側柱頭・柱脚	N値計算による	N値計算書	
その他の柱頭・柱脚		かど金物(CP-L)等	Zマーク表示金物又は同等認定品		
防錆措置等(令第49条)	小屋根の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たるき・軒桁接合:ひねり金物ST-15 たるき・もや接合:鉄丸くぎ2-N75 2本斜め打ち 小屋束-小屋ばり・小屋束-もや接合:かすがいC120両面打ち	平12建第1460号 基準風速:34m/s、 樹種:J3(スギ) Zマーク表示金物又は同等認定品	P128 -129	
	鉄網モルタル下地等の防水措置	該当なし			
	構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から1mの範囲で防錆・防蟻処理		P131	

赤字：記載の例

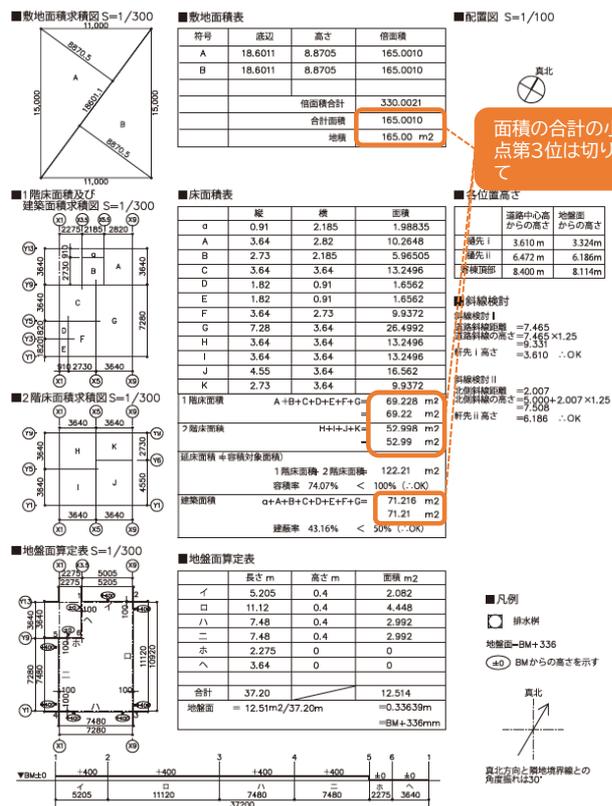
□：伏図等を作成せず仕様表に記載している項目

項目	小項目	仕様	備考		
令第3章第4節の2 (補強コンクリートブ ロック造)	塀(令第62条の8)	構造方法	控え壁なし	塀の高さ=1200	
		材料の種類	建築用コンクリートブロックA種		
		壁の厚さ	150		
		補強筋	壁内部 縦横に80cm間隔にD10配置 横筋:壁頂・基礎補強筋、縦筋:壁端部、隅角部 D10		
		補強筋端部	端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け		
防火構造 延焼のおそれのある部分	屋根(法第22条)	仕上	粘土瓦(防災瓦)	瓦:不燃材料	
		野地板	構造用合板種類(厚)12 鉄丸くぎN38 150ピッチでたるきに固定		
		防水紙	改質アスファルトルーフィング940(22kg)		
		外壁(法第23条)	仕上	窯業系サイディング(厚)18 通気構造	準防火材料(認定番号XX)
居室の内装	軒裏(令第108条)	仕上	繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP		
居室の内装	内装材(令第20条の7)	内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロス、化粧石膏ボード、ふすま紙、内装・収納ドア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)	全てF☆☆☆☆	全ての居室	
		換気設備(令第20条の8)	機械換気設備の構造	第3種機械換気設備 80m <sup>3</sup> /h ×2基(1,2階便所に設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる(換気量〇〇m <sup>3</sup> /h)	内装ドアにはアンダーカット H=10、または換気ガラリ設置
居室の換気	換気設備(令第20条の8)	天井裏等(合板、構造用合板、収納内部、石こうボード)	全てF☆☆☆☆	全ての天井裏等	
		建築設備の構造強度(令第129条の2の3)	昇降機以外の建築設備の構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平12建第1388号および同左第5改正(平24国交令第1447号)の構造方法に従い設置	平25国住指第4725号(給湯設備の転倒防止に係る技術標準の改正 技術的助言)
			給水・給湯管材料	引込:ステンレス管 敷地内:耐衝撃破質塩化ビニル管 住戸内:架橋ポリエチレン管	
			給水、排水その他の配管設備(令第129条の2の4)	排水管材料	排水管:コンクリート製樹、硬質塩化ビニル製樹 排水管:硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管:防食テープにて処理 排水勾配:1/100以上 管径は、上下水道局の基準による
特定行政庁が条例、規則で定める規定	法第40条	-	-		
	法第41条	-	-		

給湯設備の転倒防止「設置場所、質量、アスペクト比(幅又は奥行の小さい方に対する高さの比)に対するアンカーボルトの種類、本数、引張耐力)」

## 配置図等の作成例

### 配置図



道路名を記載

敷地の接する道路の位置、幅員及び道路種別を明示

排水樹の位置及び公共下水道の位置を明示

補強コンクリートブロック塀の位置を明示

敷地と敷地の接する境界部分との高低差を明示

敷地面積、建築面積、床面積求積図については、CAD等を用いる場合にあっては三斜求積図によらないことができます。その場合、作図にあたり使用した CAD 等の種類を明示してください。